主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意(後記)は、憲法違反を主張するけれどもその実質は刑訴四一一条に該当する理由のあることを主張するに帰するのであつて上告適法の理由にならない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。よって刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

昭和二六年一〇月九日

最高裁判所第三小法廷

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

 裁判長裁判官
 長 谷 川 太 一 郎

 裁判官
 井 上 登

 裁判官
 島 保